

菊川市水道事業

第4回 水道料金審議会資料

答申案の整理及び料金改定スケジュールについて

令和8年7月30日

菊川市生活環境部水道課

目 次

本日の目標・・・・・・・・・・・・・・・・	3
現行料金における基本料金設定の経緯	4
旧2町の料金体系	4
基本料金の成り立ちについて(再確認)	5
断面積比と理論流量比の違い.....	6
理論流量比採用の理由.....	7
料金増加率の比較.....	8
答申案について.....	9
答申の結論.....	9
答申理由	10
条例改正案（本文案）について.....	13
水道料金改定スケジュール.....	15
改定時期・周知期間・改定率	15
全体スケジュール（請求月ベース）	16
新料金が初めて反映される請求月	17

本日の目標

本日の審議会における目標について確認をお願いします。

次回の答申に向け、関係資料について審議くださいますようお願いいたします。



現行料金における基本料金設定の経緯（補足説明）

旧2町料金体系について確認をお願いします。

本編資料 P 1

旧2町の料金体系

現行の料金体系は、新菊川市の誕生に伴い、新たな統一料金の設定を目的に決定されたものです。
基本料金は単一料金、従量料金は水量別逓増型従量料金の採用が図られていました。

菊川上水道（2か月当たり：税込）

給水種別	料金区分		料金(円)
一般給水	基本料金	使用水量16m ³ 以下	2,394
	従量料金 (1 m ³ につき)	使用水量17m ³ から50m ³ まで	189
		使用水量51m ³ から100m ³ まで	210
		使用水量101m ³ から200m ³ まで	231
		使用水量201m ³ 以上	241.5

小笠上水道（2か月当たり：税込）

給水種別	料金区分		料金(円)
一般給水	基本料金	使用水量16m ³ 以下	2,394
	従量料金 (1 m ³ につき)	使用水量17m ³ から100m ³ まで	189
		使用水量101m ³ から200m ³ まで	210
		使用水量201m ³ 以上	236.25

現行料金は、合併時の料金統一と急激な負担差を避けることを重視した料金体系であったと整理できます。

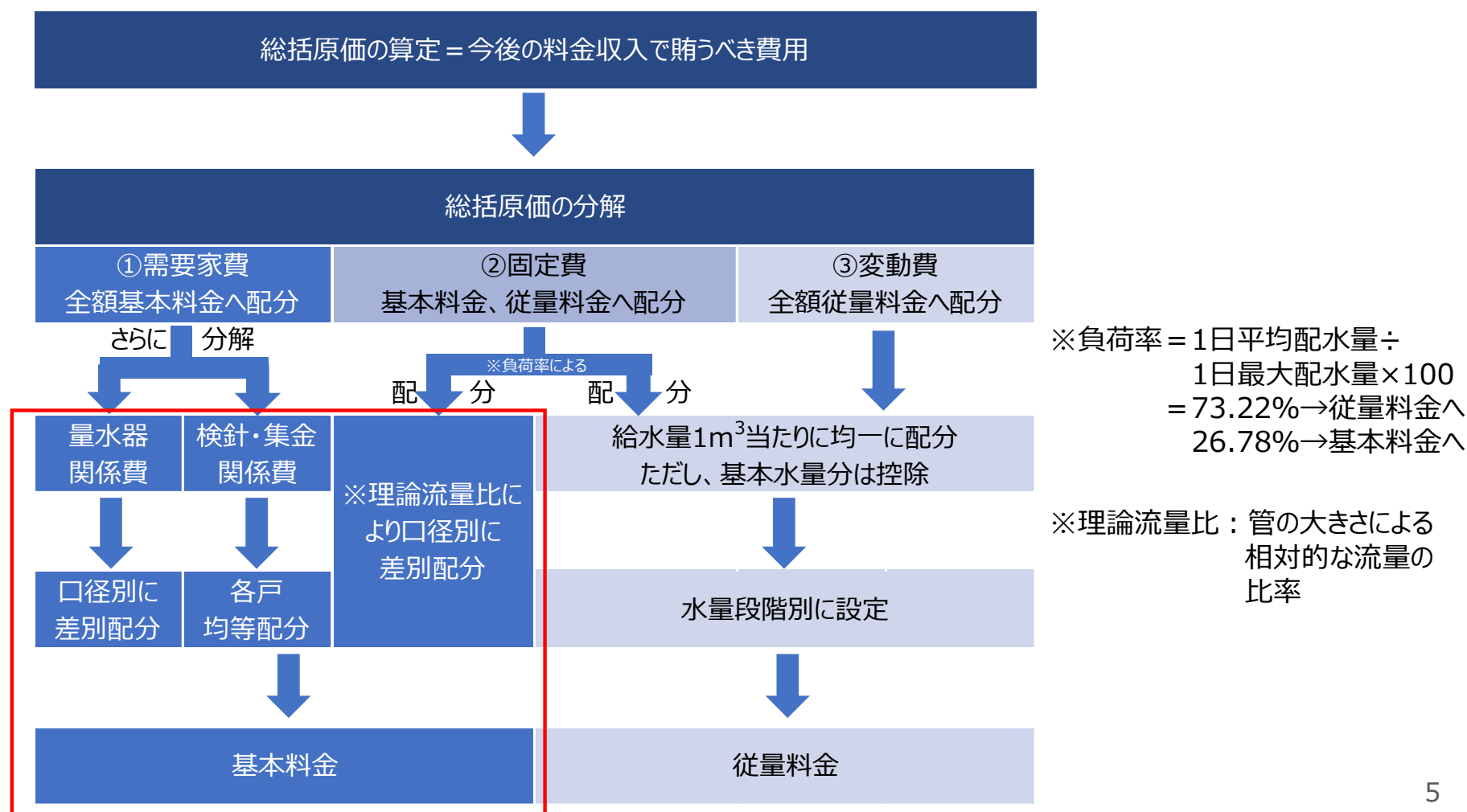
現行料金における基本料金設定の経緯

総括原価の基本料金への配分方法について再確認をお願いします。

本編資料 P 2

基本料金の成り立ちについて（再確認）

基本料金は、総括原価のうち、量水器関係費、検針・料金徴収関係費からなる需要家費と、負荷率により基本料金へ配分された固定費を原資として算定します。



現行料金における基本料金設定の経緯

断面積比と理論流量比の違いについて確認をお願いします。

本編資料 P 4

断面積比と理論流量比の違い

量水器関係費、検針・料金徴収関係費の配分方法は同様の手法を採用していましたが、固定費の基本料金への配分方法は、今回採用した理論流量比ではなく断面積比を採用していました。

現行料金

口径(mm)	断面積比
φ13,20	※1.00
φ25	1.56
φ30	2.25
φ40	4.00
φ50	6.25
φ75	14.06
φ100	25.00

※φ20mmを1.0とする。



新 料 金

口径(mm)	理論流量比
φ13,20	※1.00
φ25	1.80
φ30	2.90
φ40	6.19
φ50	11.13
φ75	32.34
φ100	68.91

※φ20mmを1.0とする。

現行料金における基本料金設定の経緯

理論流量比の採用理由について確認をお願いします。

本編資料 P 4～6

断面積比と理論流量比の違い

今回の料金改定では、増加する老朽施設の更新、耐震化、物価上昇等に対応する必要があります。このため、必要な経費を利用者間の公平性に配慮しながら確保する必要があります。

区分	断面積比	理論流量比
考え方	管の断面積に応じた配分	口径ごとの給水能力を反映した配分
料金への影響	大口径の基本料金差が比較的抑えられる	大口径ほど基本料金が高く出やすい
現行料金での意味	合併時の負担調整に適していた	原価配賦の考え方を反映しやすい
「水道料金算定要領」 における位置づけ	基準となる考え方ではない	基準となる考え方

理論流量比の採用理由

合併時の調整を重視した現行料金の考え方から、水道料金算定要領に基づく原価配賦の考え方を優先



基本料金については、理論流量比を採用

現行料金における基本料金設定の経緯

理論流量比が採用となった理由の確認をお願いします。

本編資料 P 5

料金増加率の比較

断面積比は、理論流量比と比べると口径ごとの給水能力を反映しにくい面がありますが、合併時における急激な負担増を抑える観点から、当時の料金統一において一定の合理性があったものと整理できます。

旧料金⇒現行料金 増加率 2か月当たり：税込

口径 (mm)	旧基本料金 (円)	現行基本料金 (円)	増加率 (%)
φ13	旧菊川町 全口径一律 2,394	2,514	5.0
φ20		2,872	20.0
φ25		4,142	73.0
φ30		7,363	207.6
φ40	旧小笠町 全口径一律 2,394	11,507	380.7
φ50		25,880	981.0
φ75		46,021	1,822.3
φ100			

現行料金⇒新料金 増加率 2か月当たり：税込

口径 (mm)	現行基本料金 (円)	新基本料金 (円)	増加率 (%)
φ13	2,514	2,662	5.9
φ20	2,872	4,202	46.3
φ25	4,142	6,688	61.5
φ30	7,363	13,926	89.1
φ40	11,507	24,332	111.5
φ50	25,880	68,640	165.2
φ75	46,021	145,442	216.0
φ100			

平均使用水量による比較

2か月当たり：税込

口径 (mm)	平均使用 水量 (m ³)	現行料金 (円)	新水道料金 (円)	現行料金 との差額 (円)	増加率 (%)
φ13	35	6,290	6,840	550	8.7
φ20	42	7,680	8,380	700	9.1
φ25	110	22,380	25,670	3,290	14.7
φ30	297	67,770	75,420	7,650	11.3
φ40	380	91,400	104,300	12,900	14.1
φ50	1,159	287,180	317,790	30,610	10.7
φ75	1,062	277,690	336,810	59,120	21.3
φ100	5,502	1,390,070	1,571,120	181,050	13.0

答申案について

答申の結論について確認をお願いします。

本編資料 P 7

答申の結論

令和 8 年 月 日

菊川市長 長谷川 寛彦 様

菊川市水道料金審議会
会 長 佐 藤 克 昭

水道料金体系の見直しについて（答申案）

令和 7 年 1 1 月 1 3 日付、菊生水第147号により諮問のありました標記の件について、下記のとおり答申します。

1. 答申の結論

当審議会は、料金収入見込額の精査、口径別負担の確認、採用する料金体系及び改定時期の検討並びに収支均衡の確認を踏まえ、次の内容を最終料金案として採用することが適当であると判断しました。

項 目	採 用 内 容
料金体系	口径別基本料金及び水量別従量料金から構成される二部料金制とし、基本料金は1月当たり 8 m ³ の基本水量を付した口径別料金制とする。
改定時期	令和 9 年度上期は現行料金とし、下期から新料金を適用する。
平均改定率	8.5%（令和9年度上期据置を踏まえた実質改定率9.5%）
料金算定期間	令和 9 年度から令和13年度までの 5 年間とする。
適用料金表	別表第 1 のとおり

なお、答申に至る審議過程の意見を付帯意見として付記しますので、十分な対応を要望します。

答申案について

答申理由について確認をお願いします。

本編資料 P 8

答申理由

(1) 料金改定の必要性

現行料金のままでは、将来の収支不足が生じやすく、企業債依存度の増加、更新投資等への対応力の低下が懸念される。災害対応及び安全・安心な水道水の安定給水の継続に必要な財源を確保し、健全経営の観点から、料金改定は必要である。

(2) 採用料金体系が適当であること

新たな水道料金体系は、口径別基本料金及び水量別従量料金から構成される二部料金制とし、基本料金は1月当たり8 m³の基本水量を付した口径別料金制とすることが適当である。これは、現行料金体系との連続性を確保しつつ、基本的な需要に配慮しながら、使用水量に応じた負担を求める仕組みとして妥当であり、料金体系としての明確性及び説明性の観点からも適切である。

(3) 料金算定期間及び改定時期が適当であること

料金算定期間については、更新投資、維持管理費、企業債償還その他の事業運営に必要な経費及び資金需要を中期的な視点から見通し、収支の均衡を図る観点から、令和9年度から令和13年度までの5年間とすることが適当である。

また、改定時期については、令和9年10月から新料金を適用することが適当である。これは、料金改定の内容について市民及び使用者への周知を十分に行うとともに、料金システムの変更設定、その他の必要な準備期間を確保する必要があるためである。なお、令和9年度上期については現行料金を適用することとなるが、これは改定実施に伴う実務上の対応を円滑に行うための措置として妥当である。

(4) 最終料金案の妥当性

最終料金案は、必要料金収入を確保できる水準であり、平均改定率8.5%、令和9年度上期据置を踏まえた実質改定率9.5%として妥当である。また、口径別負担について確認した結果、特段の補正を要する不合理な増加は認められず、その他、経常収支の均衡及び事業継続に必要な財源確保の観点からも適当である。

答申案について

付帯意見について確認をお願いします。

本編資料 P9

〔 付 帯 意 見 〕

1. 料金改定の実施に当たっては、改定の必要性、改定率の考え方及び使用者への影響について、様々な広報手段を活用し、市民及び使用者に対し丁寧かつ分かりやすい説明を行うこと。
2. 有収率の向上、漏水対策、施設更新の優先順位付け、維持管理の効率化、最新技術の活用検討、その他の経営改善に継続して取り組み、改定後もコスト縮減努力を徹底して進めること。
3. 社会経済情勢、水需要の動向、更新投資の進捗及び資金残高の推移を継続的に検証し、水道料金の設定については5年程度の間隔で検討する機会を設けていただきたい。

答申案について

新水道料金表について確認をお願いします。

本編資料 P 10

別表 新水道料金表

適用単位は2か月当たりとし、基本水量は1月当たり8m³（2か月換算16m³）とします。2か月当たり16m³までの使用水量については基本料金に含むものとし、これを超える使用水量については別表の従量料金を適用します。なお、基本料金と従量料金の合計金額の10円未満については、切り捨てて請求します。

別表第1 （改定後の水道料金表） （単位：円 消費税込）

量水器 口径 (mm)	基本料金 2か月当たり	従量料金 1m ³ 当り単価			
	0～16m ³	16m ³ を超え 50m ³ まで	50m ³ を超え 100m ³ まで	100m ³ を超え 200m ³ まで	201m ³ を超え るもの
20以下	2,662	220.0	231.0	244.2	260.7
25	4,202				
30	6,688				
40	13,926				
50	24,332				
75	68,640				
100	145,442				

別表第2 （改定前の水道料金表） （単位：円 消費税込）

量水器 口径 (mm)	基本料金 2か月当たり	従量料金 1m ³ 当り単価			
	0～16m ³	16m ³ を超え 50m ³ まで	50m ³ を超え 100m ³ まで	100m ³ を超え 200m ³ まで	201m ³ を超え るもの
20以下	2,514	199.0	210.0	225.0	246.0
25	2,872				
30	4,142				
40	7,363				
50	11,507				
75	25,880				
100	46,021				

条例改正案（本文案）について

条例改正案について確認をお願いします。

本編資料 P 13

菊川市水道事業給水条例の一部を改正する条例

菊川市水道事業給水条例（平成17年菊川市条例第158号）の一部を次のように改正する。

別表（第20条関係）を次のように改める。

別表（第20条関係）

基本料金 (2か月につき)		従量料金 (使用水量1立方メートルにつき)	
メーターの口径	金額	使用水量	金額
20ミリメートル以下	2,662円	16立方メートルを超え50立方メートルまでの分	220円
25ミリメートル	4,202円	50立方メートルを超え100立方メートルまでの分	231円
30ミリメートル	6,688円	100立方メートルを超え200立方メートルまでの分	244円20銭
40ミリメートル	13,926円	200立方メートルを超える分	260円70銭
50ミリメートル	24,332円		
75ミリメートル	68,640円		
100ミリメートル	145,442円		

備考

- 1 使用水量が16立方メートル以下の場合の料金は、基本料金のみとする。
- 2 この表に定める料金には、消費税及び地方消費税に相当する額を含む。

条例改正案（本文案）について

条例改正案について確認をお願いします。

本編資料 P 14

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和9年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に使用する水に係る料金について適用し、同日前に使用した水に係る料金については、なお従前の例による。
- 3 施行日前から継続して供給している水道の使用で、施行日から令和9年10月31日までの間に料金の支払を受ける権利が確定するものの当該確定した料金(施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日が同月31日後である水道の使用にあつては、当該確定した料金のうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する料金を前回確定日(その直前の料金の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下この項において同じ。)から施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月31日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に限る。)については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 前項の月数は、暦に従って計算し、1か月に満たない端数を生じたときは、これを1か月とする。

水道料金改定スケジュール

料金改定時期、料金徴収時期について確認をお願いします。

本編資料 P 15

改定時期・周知期間・改定率

改定時期	周知期間	改定率
令和9年10月 使用分から	令和9年4月～9月	平均改定率 8.5% 実質改定率 9.5%

改定率の説明：平均改定率は8.5%です。ただし、令和9年度上期を現行料金で据え置いため、算定期間5年全体で必要な収入を確保する観点では、実質的な改定率は9.5%となります。

全体スケジュール（請求月ベース）

(1) 前期

区分	R9 4月	R9 5月	R9 6月	R9 7月	R9 8月	R9 9月
全体	周知 期間	周知 期間	周知 期間	周知 期間	周知 期間	周知 期間
A地区	2・3月分 現行料金		4・5月分 現行料金		6・7月分 現行料金	
B地区		3・4月分 現行料金		5・6月分 現行料金		7・8月分 現行料金

水道料金改定スケジュール

料金改定時期、料金徴収時期について確認をお願いします。

本編資料 P 15

(2) 後期

区分	R9 10月	R9 11月	R9 12月	R10 1月	R10 2月	R10 3月
全体	改定 開始	新料金 反映期	新料金 反映期	新料金 反映期	新料金 反映期	新料金 反映期
A地区	8・9月分 現行料金		10・11月分 新料金		12・1月分 新料金	
B地区		9・10月分 現行料金		11・12月分 新料金		1・2月分 新料金

注意：令和9年10月からの改定は、令和9年10月請求分から全ての地区において新料金が適用される意味ではありません。検針・請求サイクルにより、請求月への反映時期が地区ごとに異なります。

補足：新料金は令和9年10月使用分から適用ですが、条例上の経過措置により、施行日前から継続して使用している水道については、11月調定確定日以前までに相当する部分について現行料金として整理します。

水道料金改定スケジュール

料金改定時期、料金徴収時期について確認をお願いします。

本編資料 P 16

新料金が初めて反映される請求月

A地区	令和9年12月請求分から	10・11月使用分が新料金。令和9年10月請求分は8・9月使用分のため現行料金。
B地区	令和10年1月請求分から	9・10月使用分は経過措置により現行料金のため、令和10年1月請求分から全期間が新料金。

A地区 西方地区、河城地区、横地地区、内田地区、小笠南地区、小笠東地区、町部地区のうち（緑ヶ丘・柳町自治会）、六郷地区のうち（島・下本所・下半済・小出・神尾・牛渕・牧之原上下自治会）、牧之原市（旧牧之原簡易水道区域）	B地区 加茂地区、平川地区、嶺田地区、町部地区のうち（日吉町・宮前・西通り・本通上下・新通・初咲町・日之出町一丁目自治会）、六郷地区のうち（五丁目上下・打上・日之出町二丁目・上本所上下・上本所団地・雇用促進第1、第2・宮下・青葉台一、二、三丁目・仲島・県営住宅・虹の丘・つつじヶ丘）
--	---

A地区の検針・請求サイクル

使用月	検針月	請求月	適用区分
2・3月分	3月	4月	現行料金
4・5月分	5月	6月	現行料金
6・7月分	7月	8月	現行料金
8・9月分	9月	10月	現行料金
10・11月分	11月	12月	新料金
12・1月分	1月	2月	新料金

B地区の検針・請求サイクル

使用月	検針月	請求月	適用区分
3・4月分	4月	5月	現行料金
5・6月分	6月	7月	現行料金
7・8月分	8月	9月	現行料金
9・10月分	10月	11月	現行料金
11・12月分	12月	1月	新料金
1・2月分	2月	3月	新料金